

川上修一議員に対する議員辞職勧告決議について

上記案件を、高梁市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり提出する。

令和6年6月18日提出

高梁市議会議長 石田芳生様

提出者	高梁市議会議員	森	和之
賛成者	高梁市議会議員	森	上昌生
〃	〃	石	部誠
〃	〃	石	井聡美
〃	〃	金	尾恭士

川上修一議員に対する議員辞職勧告決議（案）

川上修一議員が銃刀法違反等に問われた刑事裁判において、令和5年11月28日に銃刀法違反罪等の罪と罰金50万円の有罪判決が確定した。

高梁市議会基本条例第15条では、「議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うように努めなければならない」と規定されており、議会における諸活動だけでなく、私生活においても法令を遵守し高い倫理観と自律性の下に行動することが求められている。

公職である市議会議員が裁判において有罪判決を受け、さらにその判決が確定したという事実は、高梁市議会基本条例第15条に抵触するもので、市民からの信用を著しく失墜させ、また、高梁市議会の名誉と品位を著しく損なわせることとなった。

さらに、令和5年5月23日に議決した議員辞職勧告決議に対しては、法的拘束力がないとして、遵守することがなかった。

よって、川上修一議員は、市議会議員としての政治的、道義的責任を免れず、議員の職にとどまることは許されるものではない。事態の大きさを真摯に受け止め、速やかにその職を辞することを求めるものである。

以上、決議する。

令和6年6月18日